

心理的負荷評価表に関する論点

1 心理的負荷評価表について、出来事と出来事後の状況を一体的に判断することとし、特別な出来事等についても心理的負荷評価表に盛り込んではどうか。

- ・ 第2回検討会でのご議論を踏まえ、「出来事」ごとに一般に起こる「出来事後の状況」をあらかじめ具体的に盛り込んで評価に反映させた新たな評価表を策定する方向で検討してはどうか。

その際、別紙1のような考え方で心理的負荷を評価することが考えられるのではないか。

2 それぞれの出来事の平均的強度をどのように定めるか。

- ・ 現在の心理的負荷評価表に示されている平均的強度は、おおむねストレス評価に関する調査研究（平成23年3月。以下「22年度ストレス調査」という。）の結果と一致し、妥当ではないか。

- ・ ただし、平均的強度ごとの結果の分布をみると、それぞれ、分布の両端の点数となった出来事については、平均的強度を改める必要があるのではないか。（別紙2参照）
その際、他の出来事の評価との整合性等についても考慮する必要があるのではないか。

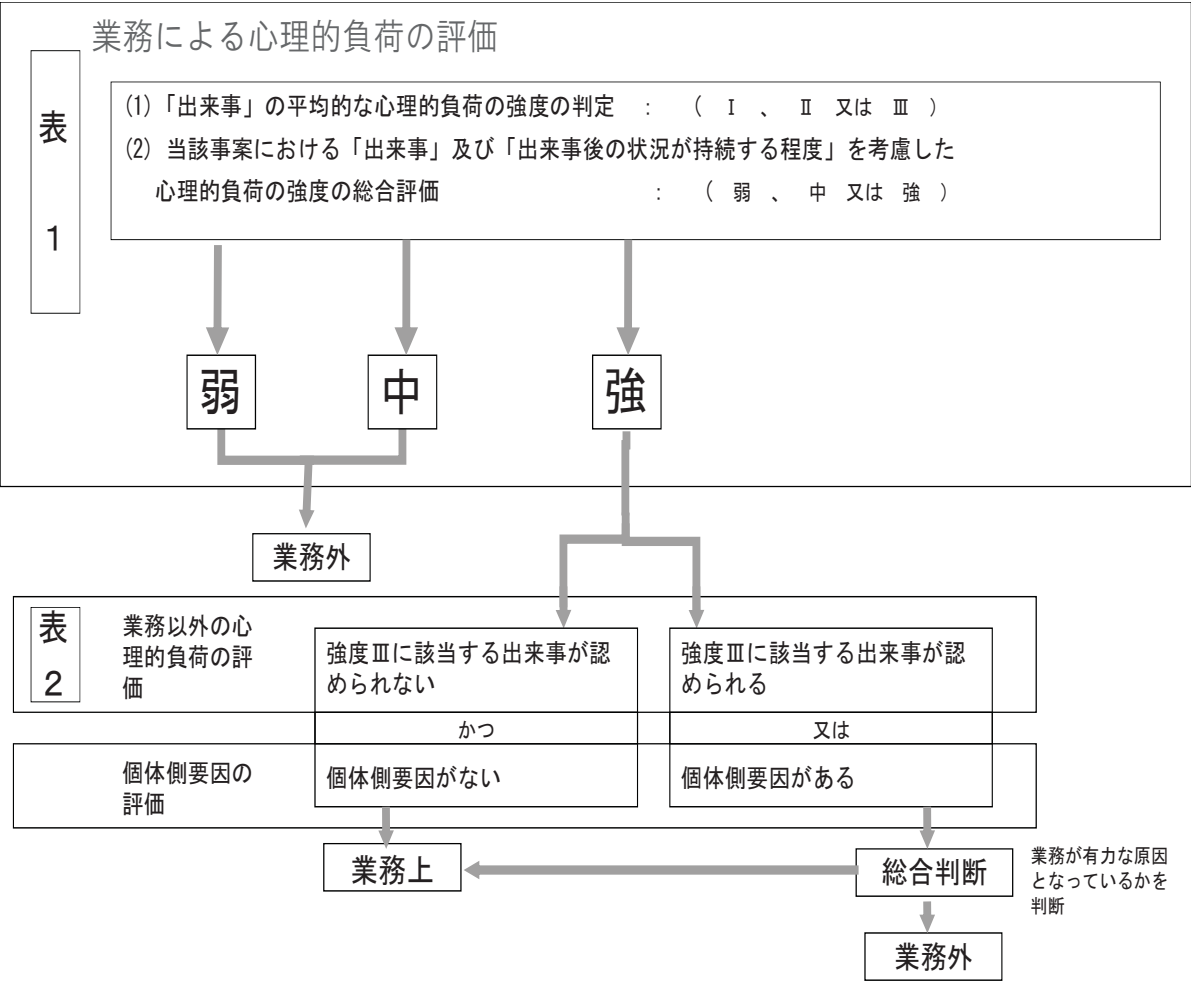
3 新規に追加・修正すべき出来事は何か。

- ・ 具体的出来事への当てはめを容易にする観点から、具体的出来事の追加、統合、削除、表現の適正化を図るべき出来事はないか。

- ・ 当てはめを容易にするためには、以下の点に留意する必要があるのではないか。（別紙3参照）

- 具体的出来事の項目数が多すぎないこと
- 類似項目がないこと（類似性の高い項目は統合すること）
- 記載内容が誤解を生じないものであること
- 最近の職場環境の変化に伴い、職場における心理的負荷として感じられることが多い出来事は追加されていること

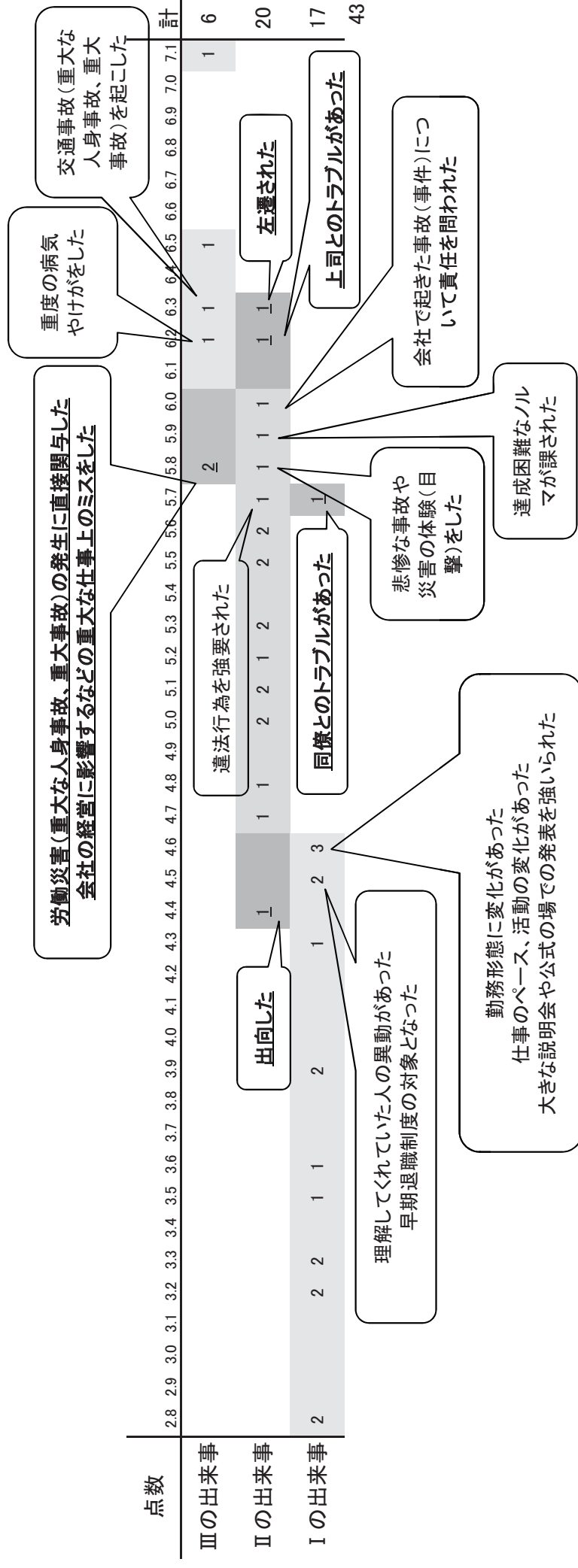
4 その他、心理的負荷評価表について検討すべき事項はないか。



<考え方>

- ① 「具体的な出来事」への当てはめを行い、平均的な心理的負荷の強度を「Ⅰ～Ⅲ」で判定（従来どおり）。
- ② 当該事案における心理的負荷の強度について、「出来事」自体の程度と「出来事後の状況が持続する程度」の双方を考慮して総合評価し、「弱～強」と評価。
- ※ 心理的負荷表に、心理的負荷の強度ごとの具体例を示す。
- なお、総合評価を「強」と判断するのは以下の場合。
- ア 出来事自体の心理的負荷が中程度で出来事後の状況が特に過重な場合
- イ 出来事自体の心理的負荷が強い場合（この場合、通常は出来事後の状況も相当程度過重以上であると考えられるため、出来事後の状況を別途評価することはしない）
- ③ 業務以外の心理的負荷、個体側要因の評価は従来どおり。

現行の平均的強度別のストレス点数の分布



職場における心理的負荷 追加質問項目

別紙3

番号	質 問 項 目		点数	検討事項
追加1	4位	1か月に140時間以上の時間外労働(休日労働を含む)を行った	6.3	※
追加2	9位	1か月に120時間以上、140時間未満の時間外労働(休日労働を含む)を行った	6.1	※
追加3	14位	1か月に100時間以上、120時間未満の時間外労働(休日労働を含む)を行った	5.8	※
追加4	22位	上司などの公私混同があった	5.4	個人の主観により発生する、あるいは出来事として評価できない内容のものに該当するのではないか。内容によっては「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」「上司とのトラブルがあった」で評価されるのではないか。
追加5	24位	1か月に80時間以上、100時間未満の時間外労働(休日労働を含む)を行った	5.3	※
追加6	31位	2週間以上にわたって連続勤務を行った	5.1	
追加7	34位	権限が乏しい店長などの管理職になった	5.0	「自分の昇進・昇格があった」の修正例になるのではないか
追加8	37位	退職者が多く中堅社員がいなくなり、管理職と若手の負担が増加した	5.0	「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」「複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった」で評価されるのではないか。
追加9	40位	1か月に60時間以上、80時間未満の時間外労働(休日労働を含む)を行った	4.6	※
追加10	41位	非正規社員である自分の契約満了が迫った	4.6	
追加11	42位	訴訟の担当者になった	4.6	「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」の修正例になるのではないか。
追加12	46位	組織の統廃合などを推進する担当になった	4.5	「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」の修正例になるのではないか。
追加13	51位	同僚などの病気により負担が生じた	4.3	「複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった」の修正例になるのではないか。
追加14	52位	海外勤務になった	4.0	「転勤をした」で評価されるのではないか。その修正例になるか。
追加15	61位	国内で海外に関する業務を行った	3.1	「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」の修正例になるのではないか。

※ 長時間労働の時間数を示した各項目については、

- ① 1項目のみ心理的負荷評価表に盛り込み、他の時間数は修正例として扱う
- ② IIとするもの、IIIとするものそれぞれ1つのみ心理的負荷評価表に盛り込む
(Iとするものについては「○時間未満の時間外労働(休日労働を含む)を行った」という形で心理的負荷評価表に盛り込むことも検討する)
- ③ すべて心理的負荷評価表に盛り込む
の手法がそれぞれ考えられるのではないか。